

議第10号

令和4年度京都市土地取得特別会計予算

令和4年度京都市土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,169,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(市債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表市債」による。

令和4年2月17日提出

京都市長 門川大 作

2 土地取得

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 21,910
	1 使用料	21,910
2 財産収入		829,089
	1 財産運用収入	19,669
	2 財産売却収入	809,420
3 繰入金		3,002,000
	1 一般会計繰入金	3,002,000
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 市債		1,316,000
	1 市債	1,316,000
歳 入 合 計		5,169,000

歳 出

款	項	金 額
1 土地先行取得費		千円 5,169,000
	1 土地先行取得費	1,323,000
	2 公債費	3,592,644
	3 繰出金	253,356
歳 出 合 計		5,169,000

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 土地先行取得費	1 土地先行取得費	土地先行取得事業	300,000 <small>千円</small>

第3表 債務負担行為

事項	期間	限度額
国道162号（高雄改良）用地取得費	令和5年度	20,000 <small>千円</small>

第4表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共用地先行取得費	1,316,000 <small>千円</small>	発行価格が額面と異なる場合は、その差額を埋めるために必要な金額をこれに加算した額 証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）又は消費貸借の方法による。	8.0以内 <small>%</small>	起債の日から据置期間を含め30年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政の都合その他によつては、繰上償還をすることができ。